

第3節 計画の構成と期間

この計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。

1 基本構想

基本構想は、本町の将来に向けての基本理念を示し、「自立するまちづくり」を実現するために住民と行政が協働で取り組む施策の大綱などを定めるものです。

基本構想の期間

平成21年度(2009年)を初年度とし、10年後の平成30年度(2018年)を目標年度とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた目標を達成するため、施策の大綱などに従って行政の各分野にわたっての体系を示したものです。

基本計画の期間は、基本構想と同じ10年間とします。総合計画を着実に推進していくための個別の事務事業については、実施計画を策定するとともに、毎年、進捗状況や事業効果などを点検し、必要に応じて計画内容を見直していきます。

基本計画の主な事業は、今後拡充させるものや新規に実施するものなど、代表的なものを掲載しています。

しかし、今後実施する全ての施策を網羅し掲載しているものではありません。

急激な社会経済情勢の変化により、基本構想や施策展開の実現のためのものであれば、基本計画に掲載していなくても施策や事務事業として積極的に実行できるものとします。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策に基づき、事業の優先順位や財政的な検討を加えながら具体化するための事業の内容やスケジュールを定めた年次計画です。

計画期間を3年とし、ローリング方式*により毎年、進捗状況や事業効果を点検し、必要に応じて見直しを行います。

